

令和 8 年度の地域枠について【鳥取大学】

1 地域枠の設定数

5（島根県枠 5）

2 従事要件

入学枠	① 島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期臨床研修を受けること
	② 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から 12 年を経過する日までの間に、①の期間を含めて 9 年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち 4 年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること。
奨学金	【貸与総額】 10,696,800 円 (修学費 100,000 円／月、授業料相当額 535,800 円／年、入学金相当額 282,000 円)
	【返還免除条件】 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から 12 年を経過する日までの間に、指定医療機関で初期研修を受け、かつ、その期間を含めて 9 年間指定医療機関（うち 4 年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事

※卒業後は、キャリア形成プログラムに参加

3 キャリア形成プログラムの内容（別紙参照）

4 地域定着策

しまね地域医療支援センターの設置、地域医療実習の実施等

5 上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援

（1）地域勤務医師育成支援事業

研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に対する支援

6 離脱要件

（1）死亡したとき。

（2）退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。

（3）医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき（注 1）。

（4）その他、（1）から（3）に準ずるやむを得ない事由（注 2）があるとして、県及び大学が地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。

（注 1）（3）により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、当該入学枠卒業医師として 2 に掲げる従事要件を履行する。

（注 2）心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。

7 義務履行について

- 鳥取大学から、診療科によっては医局間で島根大学と地域枠医師の派遣を調整しており、大学同士のレベルで派遣を調整することで、鳥取大学島根県枠医師の義務を果たしていきたいとの意向が示された。
- これを受け、当面は、義務が履行できるように、鳥取大学、島根大学の各医局間で調整を行うことを島根大学と確認。